

## 国会1 衆・参法務委員会で谷垣法相が婚外子差別撤廃の法案提出を表明 10月29日

谷垣禎一法務大臣は10月29日、衆・参の法務委員会での所信表明で、婚外子差別撤廃の法案を提出する意向を明らかにしました。

谷垣大臣は、「民法の嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定が憲法違反であるとの最高裁判所の決定を受けて、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とするなどの措置を講ずる法律案を提出予定である」と、民法や戸籍法の婚外子差別撤廃の改正案提出の予定であることに言及しました。

一方、自民党の法務部会や慎重派の会合では、「憲法がめちゃくちゃだからこういう判決になる」「司法の暴走だ」という反対意見が出るなど、法案提出の合意には至っていません。与党の公明党は法務部会ですでに法案提出を了承し、民主党も閣法での提出がない場合は議員立法での法案提出の構えを見せています。

## 裁判 東京地裁で婚外子の請求を認める判決 10月28日

婚外子の男性が婚内子と同額の相続を求めた訴訟で、東京地裁（花村良一裁判長）は10月28日、婚外子の相続分規定を最高裁が9月4日に違憲・無効と決定したことを踏まえ、男性の請求を認める判決を言い渡しました。

男性の父親は2006年に死亡しましたが、当時、男性は認知されておらず、父親の妻とその子ども3人が遺産を相続しました。その後、男性は検察官を相手に認知の訴えを起し、婚外子と認められたため11年に提訴していました。

## 国際 日本の男女格差は105位 10月25日

世界各国の政財界の指導者が集まる「ダボス会議」を主催する「世界経済フォーラム」（本部・ジュネーブ）は10月25日、2013年版「世界男女格差報告書」を公表しました。

日本の男女格差指数は136か国中105位で、今年の101位から後退し、過去最低となりました。

男女格差が最も少なかったアイスランドは2009年から5年連続でトップとなっています。2位フィンランド、3位ノルウェー、4位スウェーデンは昨年と同順位で北欧諸国が占めました。最下位はイエメンで、下位のほとんどは中東やアフリカなどのイスラム教の国でした。

OECD（経済協力開発機構）加盟の34か国で見ると、30位以内に17か国が占める一方、日本は、120位のトルコ、111位の韓国に次いで下から3番目となっています。アメリカは23位でした。

男女格差指数は、経済、教育、健康、政治の4分野を総合した評価で、日本は健康分野が上位であるにもかかわらず、男女賃金格差が大きいことや、女性管理職の少なさから経済分野が104位、国会議員や閣僚の女性割合が極端に低い政治分野が118位と厳しい評価を受け、総合指数を下げています。

アジアでトップは5位のフィリピンで、今年の8位からさらに上昇しました。昨年と変わらず69位の中国は、健康分野が133位と下位にもかかわらず、経済62位と政治の59位が補い、日本より総合指数を上げています。経済や政治での評価が高くなければ、男女格差は縮小しないということです。詳細は世界経済フォーラムのウェブサイトをご覧ください。

[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GenderGap\\_Report\\_2013.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2013.pdf)

## 国会2 参議院本会議で公明党、民主党が民法改正について質問 10月18日

参議院本会議で10月18日、安倍晋三首相の所信に対する代表質問で、公明党の山口那津男議員と民主党の西村まさみ議員が民法改正について質問しました。

山口議員は、婚外子差別について「9月に最高裁が違憲判決を下した。審理に加わった14人の裁判官全員が違憲と判断しており、司法の強い決意を、立法府である国会に対して示した。出生届に嫡出子か非嫡出子かを記入するよう義務付けているが、最高裁は、自治体の事務処理上不可欠とは言えないと指摘した。寡婦控除について婚姻歴のない母親は適用外であると

の問題もある」と指摘しました。これに対して安倍首相は「最高裁判所の違憲判決の趣旨を踏まえ、まず、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1としている民法の規定について見直しを検討している」と答弁しましたが、今国会での法案提出については明言を避け、出生届や寡婦控除については回答しませんでした。

西村議員は「今回の最高裁判判断を受け、政府は、婚外子相続差別規定を削除する民法改正案をこの臨時国会に提出し、成立を期すべき。9月3日には、女子差別撤廃委員会より日本政府が勧告不履行を指摘された。相続分規定以外にも、男女ともに婚姻適齢を18歳に設定すること、夫婦に氏を選択を求め、女性のみを再婚禁止期間の廃止が求められている」と述べた上で、今後の対応について質問しました。これに対して安倍首相は「最高裁の違憲判決の趣旨を踏まえ、規定について見直しを検討している。婚姻適齢の見直しなど女性に関する民法の規定について御指摘の点は、いずれも我が国の家族の在り方に深くかかわるものであり、国民の間にも様々な意見があることから、慎重に検討すべきものと考え」と述べ、慎重な考えを示しました。

### **国会3** 安倍首相の所信表明演説 10月15日

国会開会日の10月15日、安倍晋三首相は衆議院本会議で所信表明演説を行いました。

安倍首相は、演説の大半を経済と外交安全保障に充てましたが、男女共同参画については「若者が活躍し、女性が輝く社会を創り上げること。それが私の成長戦略」と述べたのみでした。9月の国連総会での一般討論演説では、その大半を女性の人権や社会参加について費やした安倍首相でしたが、国内では一変して消極姿勢を露呈しました。

### **GO** 人口動態 夫の氏 96.2% 婚外子割合 2.2% 9月5日

厚生労働省は9月5日、2012年人口動態統計(確定数)の概況を公表しました。

出生数は103万7231人(前年比1万3575人減)、死亡数は125万6359人(同3293人増)で、人口減少がますます進んでいることがわかります。

出生総数のうち、嫡出でない子(婚外子)は2万3138人(2.2%)で、昨年と同割合です。依然として、諸外国と比べ婚外子の割合は極端に低い数値にとどまっています。

婚姻件数は66万8869件(同6974件増)で、離婚件数は23万5406件(同313件減)でした。

夫妻とも初婚は49万4749件(74%)、夫妻とも又はどちらか一方が再婚は17万4120件で(26%)で始めて26%台となりました。再婚カップルは2005年以降4件に1件を超え、増え続けています。

婚姻後の氏では、64万3236件(96.2%)が夫の氏を選択し、妻の氏を選択したのは2万5633件(3.8%)でした。

離婚総数23万5406件のうち、協議離婚したのは20万5074件でした。

詳しくは厚労省のウェブサイトをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kaakutei12/>

### **インフォメーション**

◆11月10日(日) 18:00~21:00 ▼やった~婚外子相続差別憲法違反!一さあ法改正だ! ▼講演:二宮周平(立命館大学法学部教授)、落合恵子(作家) ▼会場:亀戸文化センターカメラプラザ5階第1代2研修室(JR亀戸駅) ▼資料代:800円 ▼主催:なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 TEL&FAX03-3302-9219 (電話は夜間) E-mail:kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

◆11月17日(日) 13:30~14:30 ▼家族法の現状と課題—女性・婚外子の差別撤廃を今こそ— ▼講演:打越さく良(弁護士) / ゲスト:吉岡睦子(弁護士) ▼会場:杉並区・阿佐谷区民事務所(JR阿佐谷駅) ▼参加費:500円 ▼主催:子どもの人権を考える会 ▼問合せ:富沢 E-mail:yshkt55m@heart.ocn.ne.jp TEL&FAX03-3392-9823

\*\*\*\*\*  
民法改正と男女共同参画に関する情報を発信するメディア! 禁無断転載!

★年間購読料:5000円★ご入金確認後、『mネット通信』をお届けいたします

★郵便口座:00120-2-574543/みずほ銀行赤坂支店 普通 1909972/口座名:mネット

★受信できなかった際には、届いていない号数をご一報くだされば改めて送信いたします。